**寄附申込書**

平成　　年　　月　　日

一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパン　宛

**寄附者**　（フリガナ）

ご芳名　（法人等の団体様の場合は，代表者の役職・御芳名をご記入下さい。）

ご団体名　（個人様の場合は，ご記入は不要です。）

　　　　　ご住所　（〒 -　 　）

電話番号

御連絡先

　　　　（法人等の団体様で，担当者等の御芳名・電話番号をご記入下さい。）

一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパンの寄附規約等（裏面参照）を確認しましたので，下記のとおり寄附します。

１　寄附金額

　　　　　　　口　金　　　　　　　　　　円

２　寄附目的**（次のいずれかをチェックください。）**

□ 使途を特定しない。

□ 使途を特定する。

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　※特定する企画展やプロジェクトをご記入ください。

３　当法人のホームページ等への寄附者名を記載について**（次のいずれかをチェックください。）**

□ 許可する　　・　　□ 許可しない

４　寄附金の入金先

　　下記口座へお振込み願います。

銀行名　ジャパンネット銀行支店名　ビジネス営業部（ビジネス）

店番号-口座番号　005-1498821 名義　一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お振込予定日　　　　年　　　月　　　日

**（裏面もご覧ください）**

**〇 寄付規約**

**（目的）**

**第1条　本規約は、一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパン（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。**

**（寄附金の種類および募集）**

**第2条　当法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。**

**（１）一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金**

**（２）特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金**

**２ この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。**

**３ 当法人は寄附金を常時募ることができる。**

**（寄附条件）**

**第3条　当法人は、次の条件を付した寄附金は受け入れることができない。**

**（１）寄附金を受入れることによって当法人に財政負担を伴わせること**

**（２）その他当法人の業務運営に支障があると代表理事が認める条件**

**（寄附手続）**

**第4条　寄附金等を当法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。**

**２ 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。**

**（寄附金の使途）**

**第5条　一般寄附金は、定款第3条\*の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。**

**２ 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。**

**３ 前項については、寄附者にこの規定を示し、了解を得るものとする。**

**（受領書等の送付）**

**第6条　寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。**

**２ 前項の受領者には、当法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を掲載するものとする。**

**（個人情報保護）**

**第7条　寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。**

**（補足）**

**第8条　この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。**

**（規約の改正）**

**第9条　本規約は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。**

**\*定款第３条**

**（目的） 当法人は、新しい価値を開拓することで、日本のアートやデザインの進化に貢献することを目的とし、次の事業を行う。**

**⑴ アート及びデザイン活動の基盤提供**

**⑵ アーティスト及びデザイナーの育成**

**⑶ アート及びデザインの広報**

**⑷ 前各号に附帯又は関連する事業**

**○ 受領証と税制上の優遇措置について**

寄付金をいただいた方に受領証を郵送させていただきます。

一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパンは非営利型法人ですが、寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象とはなりませんのでご注意ください、なお、法人様については、一般の寄附金として、一般寄付金の損金算入限度額までのみ損金の額に算入することができます。

**メセナ認定プロジェクト: MONSTER EXHIBITION2018**

MONSTER EXHIBITION2018の単体は、公益社団法人企業メセナ協議会の認定を受けておりますので寄附金として控除対象となります。この場合、MONSTER EXHIBITION 2018のプロジェクトを指定して公益社団法人企業メセナ協議会より寄付金をお支払いください。この寄付金は公益社団法人企業メセナ協議会より受領し、MONSTER EXHIBITION2018の活動費として使用いたします。

・メセナ認定プロジェクトについて　https://culfun.mecenat.or.jp/

**お問い合わせ先**

一般社団法人イヴォルブアート＆デザインジャパン

〒107-0062 東京都港区南青山1-23-13-201

電話番号： 03-6823-4769 Web. http://evolve.or.jp/ Mail. info@evolve.or.jp